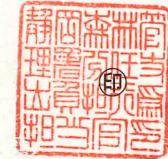


別紙様式3(一般競争入札)

令和2年度 静岡森林管理署測量・建設コンサルタント等業務契約状況

令和2年8月3日

分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 石原 敬史



業務名		履行場所		業務区分	業務概要	入札方式
小山地区(角取山1外)溪間工外 実施設計		静岡県駿東郡小山町北郷地内外		調査設計	溪間工外実施設計	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
18,150,000 円	14,376,617 円	令和2年7月21日		静岡県静岡市駿河区池田869番地 株式会社 森林テクニクス静岡支店		
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完成の時期				
14,440,000 円	令和2年7月	令和3年1月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」(別紙2)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・落札理由:技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

(別添2)

【総合評価落札方式の場合】

入札執行調書

入札物件番号 (第 1 号)						物件名 小山地区(角取山1外)溪間工外実施設計						
入札者の商号又は名称	総計	技術者評価	技術提案加算点		技術提案	第一回入札			第二回入札			備考
			企業評価	業務の実施方針		金額	評価値	順位	金額	評価値	順位	
株式会社 森林テクニクス	50	25	10	6	9	14,440,000	62.264	1				落札
国土防災技術株式会社	48	25	8	6	9	14,450,000	60.231	2				
株式会社 森林調査設計事務所						18,400,000						

(注) 上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日 令和 2 年 7 月 17 日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官 農林水産技官 静岡森林管理署長 石原 敬史 (印)
立会職員 農林水産技官 鈴木 理奈 (印)
確認職員 農林水産事務官 安藤 博之 (印)

※ 太枠の部分が網羅されていれば、既存の入札筆記書、入札調書等の利用、又は加工しての利用も可。

入札公告（測量・建設コンサルタント等業務）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 2年 6月 3日

分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 石原 敬史

1 業務概要

- (1) 入札番号 第1号
- (2) 業務名 小山地区（角取山1外）溪間工外実施設計
- (3) 業務場所 静岡県駿東郡小山町北郷地内外
- (4) 業務内容 治山工事に係る谷止工8基及び山腹工0.5ヘクタールの調査設計
なお、詳細は別途示す「工種別数量内訳書等」のとおり（下記の7の配付資料からダウンロードすることができます。）
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年1月29日
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う業務である。
なお、電子入札によりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。
- (8) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。
また、調査基準価格を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
- (9) 本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円未満の場合、落札価格が業務品質確保の観点から静岡森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
- (10) 予定価格が500万円を超える業務について、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った入札が行われた場合、技術提案に関する事項の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案に関する事項の「履行確実性」についても評価の対象とする業務である。
- (11) 本業務は、令和2年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び令和2年2月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照。
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/tisan/140418.html>)

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。
- (3) 平成31・32年度の関東森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係る建設コ

ンサルタントA等級又はB等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。）。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に元請として、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長又は治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第4の3に規定する業務成績評定表の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：治山事業における山腹工、溪間工及び地すべり防止工事に係る調査・測量及び設計業務（森林管理局長等以外の発注業務を含む。）

(6) 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した業務で、当該業務と同種業務のうち、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2年間に完了し、業務成績評定を実施している場合においては、すべての同種業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。

(7) 当該業務に係る技術提案書が適正であること。

なお、技術提案書の提出がない場合又は技術提案書の提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

(8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又は、次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法108条第2項に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。

(ウ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（技術士補、RCCMの資格を有する者）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。

イ 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に、完了・引き渡した、上記(5)に掲げる同種業務において管理技術者、照査技術者及び担当技術者のいずれかに従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務の業務実績は、森林管理局長等が発注した同種業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点及び管理技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが60点未満のものは除く。

ウ 下記の3に示す申請書の受付日に直接的な雇用関係がある者であること。

- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (11) 調査基準価格又は、品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、入札説明書17又は18で示す受注者の義務を履行できる者であること。
- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の提出期限、場所及び方法
- ア 提出期限：令和2年6月4日から令和2年6月17日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。
- イ 場 所：〒420-0856
静岡県静岡市葵区駿府町1-120
静岡森林管理署 総務グループ
電話 050-3160-6015
- ウ その他：原則電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。
なお、承諾を得て紙入札による場合は、イの場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）（締切日時必着）で提出すること。
- (3) 申請書等は、入札説明書及び技術提案書作成要領に基づき作成すること。
（技術提案書作成要領及び申請書・資料及び技術提案書の各様式は、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることが出来ます。）
- (4) (2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価の方法
- ア 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)に定める各評価項目における評価点の合計とし、技術提案等の内容により最大60点を与える。
- イ 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分60点を乗じて得た値とする。
価格点＝入札価格に対する得点配分×（1－入札価格／予定価格）
- ウ 総合評価は、入札者の申込みに係る技術点及び価格点の合計点による「評価値」をもって行う。
評価値＝技術点＋価格点
- (2) 技術提案書の評価

